

令和6年度から令和8年度までの介護保険料所得段階

所得段階	年間保険料額	対象	合計所得金額
第1段階	22,572円	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護、中国残留邦人等支援給付を受けている ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下 	—
第2段階	29,304円	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が、	80万9,000円超 120万円以下
第3段階	54,252円	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が、	120万円超
第4段階	69,300円	本人が住民税非課税かつ、世帯内に住民税課税者がいる方で、公的年金に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が、	80万9,000円以下
第5段階	79,200円	本人が住民税非課税かつ、世帯内に住民税課税者がいる方で、公的年金に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が、	80万9,000円超
第6段階	89,100円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	125万円未満
第7段階	99,000円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	125万円以上 190万円未満
第8段階	118,800円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	190万円以上 250万円未満
第9段階	132,660円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	250万円以上 350万円未満
第10段階	150,480円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	350万円以上 500万円未満
第11段階	188,100円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	500万円以上 750万円未満
第12段階	209,880円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	750万円以上 1,000万円未満
第13段階	233,640円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	1,000万円以上 1,500万円未満
第14段階	261,360円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	1,500万円以上 2,000万円未満
第15段階	289,080円	本人が住民税課税で、合計所得金額が、	2,000万円以上

※「世帯」は、4月1日時点の住民票上の世帯で判定します。（年度途中で65歳になる方、転入された方については、その時点の世帯）

※介護保険料を算定するうえの「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除したものです。

※第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（給与所得と年金収入に係る所得がある者の所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の額）から10万円を控除して算定します（当該額が0未満の場合は0）。

なお、第6段階以上の算定にかかる介護保険法施行令附則第23条に規定されている特例措置については、令和6年度分以降は継続しません。